全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には[illegible]特電あり世界の大事を速報す

時事新報には每號詳細なる商況物價の報告あり

事新報

明治卅一年三月十五日
火曜日
舊暦戊戌二月廿三日
（十二、廿）
西暦千八百九十八年

登録商標 青山

㊇印 特等品バケツ[illegible]賣直段書
壹番形拾貳個付金貳円四拾錢
貳番形拾貳個付金貳円六拾錢
參番形拾貳個付金貳円拾五錢
四番形拾貳個付金壹円九拾錢
（壹番形 貳番形 參番形 四番形）組合せ拾貳個ニ付金貳円四拾錢
大阪市西區京町堀通五丁目
大伊金物商店部

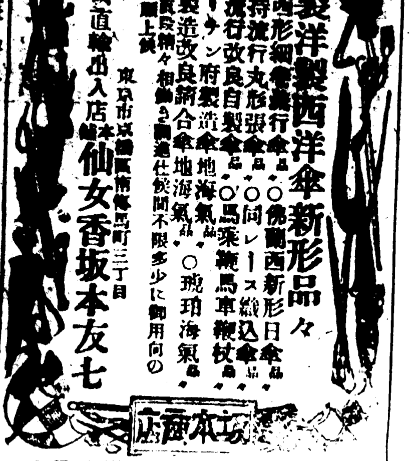

舶來洋製西洋傘新形品々
○佛蘭西新形日傘品
○西形細巻流行傘品
○同レース織込傘品
○持流行丸形張傘品
○馬乘靴馬車鞭杖品
○流行改良自製傘品
○琥珀海氣品
○[illegible]府製造傘地海氣品
○製造改良新合傘地海氣品
諸品特々相揃き調進仕候間不限多少に御用向の程願上候
東京市京橋區南傳馬町三丁目
直輸出入店 本舗 仙女香 坂本友七
坂本商店

保險株式會社
社長 松本重太郎
大阪市東區内北濱三丁目五十九番屋敷
○代理店ハ全國要ノ地ニアリ
○[illegible]

横濱出張所 横濱辨天通二丁目
毎週月金兩日午前九時より午後三時まで 菅沼先生出張治療
齒科醫師 鴨田作夫
齒科一般の治療に從事
ドクトル 菅沼齒科治療所
東京京橋區弓町廿一番地

家用架設電話[illegible]
[illegible]一目[illegible]會
[illegible]

福翁百話の第七版
福翁百話の第七版

本書は福澤先生が多年心を籠めし著述にして正價上製一冊郵税十錢並製三十五錢郵税六錢何れも先生自筆の題詞寫眞版入にて特に上製には先生の風采を窺ふべき今昔の肖像二葉を收む然るに初版以來既に十餘萬部を發賣し今回第七版を發行す發行所は時事新報社大阪出張所及各地書林

福翁百話の第七版
福翁百話の第七版

小倉織類販賣廣告
●紺小倉織類各種
●白小倉●白綾織小倉
●葛城織●霜降小倉
●六尺綿ネール●六尺紡績木綿
●幅廣紋羽

其他小倉織及綿布織物類御注文に應ず右は弊店義[illegible]來諸業縣在鐵道各位御方の御愛顧を蒙り殊に本年は殊に諸物價高直の折柄一層勉強致し度此際一般に廉價に仕度候間御用向き御下命被下度候

三月
東京市日本橋區本町一丁目
新實武兵衛

賣地所家屋
本郷區内土地[illegible]ナル地所二百餘坪家屋[illegible]町三十四番地[illegible]
[illegible]方ヘ御來談ヲ乞フ

福澤全集豫約出版
福澤全集豫約出版

本書は福澤先生四十年來の著譯書を蒐集するものにして全部五卷總紙數凡四千五百頁菊版洋装表紙總クロース金字入第一卷は本年一月一日を以て發兌し爾後毎月一卷を發兌し來る五月を以て了る定價拾貳圓にして豫約實價は三月廿五日迄に一時入金のもの金八圓七十錢四月廿五日迄に一時入金のもの金九圓[illegible]送料は別に申受くべし發行所は時事新報社取次所は時事新報社大阪出張所を始め各地書林

福澤全集豫約出版
福澤全集豫約出版

社説

儒教主義の害は其腐敗に在り

儒教主義とは實際に離る可らざる[illegible]にして今の[illegible]の氣風を養成したる以其[illegible]教育の結果に外ならず事實に徴して疑ふ可らざる所なれども[illegible]排斥せんとする所以のものは決して其主義の[illegible]非難すべきのみか[illegible]人道の[illegible]自から[illegible]儒教のみならず[illegible]の教を説く[illegible]にして社會人道に[illegible]或は他の何ものか[illegible]の如き一種の[illegible]に非ざれば[illegible]

[illegible]

ども酒と醋との相違は非常にして醋に變じたる酒は一滴も口に入る可らず儒教主義は周公孔子の唱へたる教にして本來は純粹無垢のものなりしかども今は既に腐敗したり否な其腐敗は既に數百年前よりのことにして本來の眞は全く見る可らず即ち流弊の甚だしき所以にして[illegible]儒教主義の罪に非ず腐敗の結果と認む可きのみ試に我國の事實に徴するに眞實その主義を丸出しに行ふて效能を收めたるものありやと云ふに絶て見出すを得ず[illegible]にして時として世に用ひられて多少の經綸見る可きものなきに非ざれども儒教主義の本質より云へば[illegible]人物なる[illegible]

[illegible]

朝野政客の往來

新聞紙の所報に據れば先頃伊藤侯の官宅に板垣井上等の來客を見たるなど朝野政客の間に交際往來の道を開きたるが如し[illegible]

も論る可らざる者なるに從來の例を見れば一朝の政變に手を分ち朝野の地位を異にするときは互に相見ず嘗に自から往來せざるのみか書信の往復さへも絶無の有樣なりと云ふ其數は恰も[illegible]の習慣を絶つものゝ如し[illegible]へざる次第なり然るに今や自から往來の端を開きたるは尋常一樣人間交際の事を行ふものにして敢て珍らしからざるに似たれども一方より見れば亦自から政界進歩の徴候として認めざるを得ず蓋し明治十四年の政變に政府が大隈を始めとして苟も其主義のものを驅逐したる當時は[illegible]官職の類に至るまでも一人も餘さず排斥せしめたる如き又その後大隈と板垣と[illegible]會合したりとて[illegible]發したるが如き凡そ其當時前後の有樣を見れば[illegible]政府に反對の說を爲すものは恰も賊臣賊子と認めて之を捕へて獄に繋ぎ又は放逐するなど[illegible]到らざる所なく[illegible]の意氣組にして況して朋友の情誼など[illegible]朝野主客の大禁なりしに時勢の進歩は[illegible]可きものにして今日は政府の當局者も當年の[illegible]子と手を携へ事を共にするに至りしと云ふ其始に[illegible]全く狂人の沙汰にして只驚く可きのみなれども是れぞ政界進歩の順序にして當年來の經驗を閲して始めて今日の進歩を見たるものなり即ち近來朝野政客の間に往來の道を開きたる如きはます〳〵其進歩の著しきを證するものにして其人々も漸く大人の本色を現はしたるものと云ふ可し我輩の一言政界の爲めに祝する所以なり

○時事新報紙面の改良

時事新報は從來一面を五段に分ちしが今日より改めて六段としたるは第一[illegible]日に多し[illegible]

○軍事公債證書發行（第二十三回）

去る二十八年十月三十一日勅令第三百三號同年十二月四日大藏省令第三十一號を以て[illegible]軍事公債證書[illegible]

九十一回三十二回にて[illegible]五百萬圓なるが尚ほ十二回[illegible]

第二十三回
第二十四回
[illegible]